

# 買手が行うインボイスの修正

インボイスに誤りがあった場合には、原則、売手は修正後のインボイスを交付しなければならず、買手は受領したインボイスの修正や追記は認められていないこととされています。ただし、受領したインボイスに修正や追記を行っても認められる場合があります。Q&A形式で確認します。

## Q.

インボイス発行事業者であるA社からインボイスとなるべき請求書を受領したのですが、そこには軽減税率対象品目である旨の記載がないため、インボイスの要件を満たしていません。再交付を受けることなくインボイスの要件を満たす方法はありませんか？

## A-1. 記載事項に誤りがある場合

インボイスの記載事項に誤りがある場合で、買手が仕入税額控除の適用を受けたいとき、買手は基本的に次のいずれかの対応をとります。

- ① 売手であるインボイス発行事業者に対して修正したインボイスの交付を求める
- ② 買手がインボイスの記載事項の誤りを修正した仕入明細書等を作成し、売手の確認を受ける

ご相談者様は①以外の方法が希望のため、②の方法によります。

## A-2. 再交付以外の方法

②の対応として下記例があります。これは買手がインボイスを修正して、売手に確認を受ける方法です。この方法により、その書類はインボイスと同時に修正事項を明示した仕入明細書等にも該当します。この書類を保存することで、仕入税額控除が適用できます。

### [インボイスを修正し、インボイス及び仕入明細書等とする例]

請求書	
(株)B社 御中	(株)A社 T9876543210987
10/1 オレンジジュース	108,000円
10/2 キッチンペーパー	110,000円
10% 税抜 100,000円	税10,000円
8% 税抜 100,000円	税8,000円

「軽減税率対象品目である旨」の記載がない

請求書	
(株)B社 御中	(株)A社 T9876543210987
10/1 オレンジジュース ※	108,000円
10/2 キッチンペーパー	110,000円
10% 税抜 100,000円	税10,000円
8% 税抜 100,000円	税8,000円
※は軽減税率対象 訂正事項につき11月1日先方確認済み	

「軽減税率対象品目である旨」を買手自ら補完しつつ、補完した旨を売手である(株)A社へ確認を受けることで、インボイス及び修正事項を明示した仕入明細書等となる

(注) 上記例の場合、売手はインボイスの再交付は不要ですが、当初交付したインボイスの写しの保存が必要です。また、売手が売上税額の積上げ計算を行う場合には、確認を行った仕入明細書等をインボイス等の写しと同様の期間・方法により保存する必要があります。

(参考: 国税庁「お問合せの多いご質問(多く寄せられるご質問(令和5年11月13日更新) 問⑥)」)